

平成 29 年度 第 1 回 鳥取県中部地域公共交通協議会について(報告)

- 1 日 時 平成 29 年 4 月 20 日 (木) 13 時 30 分～14 時 15 分
2 場 所 倉吉市役所 大会議室 (本庁舎 3 階)
3 出席者 委員 29 名中 21 名
4 内 容 ①鳥取県中部地域公共交通協議会設置要綱の改正について承認いただきました。
②平成 29 年度補正予算について承認いただきました。
③地域公共交通網形成計画の策定について承認いただきました。
5 資 料 別紙のとおり
6 協議内容 以下のとおり

1. 開会

(事務局)

委員 29 名に対して 21 名の出席。鳥取県中部地域公共交通協議会設置要綱第 5 条第 3 項の規定による開催要件の過半数を満たしていることを報告。

鳥取県中部地域公共交通協議会設置要綱第 5 条第 7 項の規定により、原則公開となっていることを説明。また、委員選出後初めての協議会開催であるため、新たに委員となった方を紹介。

○新規委員

鳥取県 地域振興部	高橋委員
鳥取県中部総合事務所 地域振興局	森山委員
三朝町	米原委員 (欠席)
鳥取県警察本部 交通規制課	樋口委員(代理出席：福井委員代理)
八橋警察署	前田委員
日ノ丸ハイヤー株式会社	山根委員
由良タクシー	井上委員
鳥取県 P T A 協議会	足羽委員
社会福祉法人 倉吉市身体障害者福祉協会	足羽委員
公益社団法人 鳥取県老人クラブ連合会	知久馬委員
鳥取県交通運輸産業労働組合協議会	矢田委員

○委員の交代

国土交通省中国運輸局鳥取運輸支局	土井委員
国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所	谷本委員
鳥取県ハイヤータクシー協会	下吉委員

2. 会長あいさつ

(石田会長)

本日はご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。また、多くの新しい委員の皆様にご参加いただきましたことを御礼申し上げます。

この協議会では公共交通のあり方について議論をしているところですが、高齢化が進む中で、交通弱者対策としての公共交通の役割は高いものがあります。その一方で、経営的に成り立ちにくい状況でもあります。改善を進めてきていますが、根本的な解消に至っていない中、この協議会としても連携計画を策定

し、様々な取り組みを行ってきたところ。十分な効果が現れるには至っていないが、この度法律の改正もあり、新たに地域公共交通網形成計画を策定していくことになっております。従来市町で行っていたこの協議会に県にも加わっていただき、公共交通のあり方についての取り組みを進めるにあたって、新しい委員の皆様のご意見を踏まえて検討していきたいと思っております。

この協議会を通じて、一步でも二歩でも公共交通の体制が整うよう真摯な議論をお願い申し上げてご挨拶とさせていただきます。

3. 本協議会の趣旨説明

(事務局説明)

中部地域の1市4町では平成21年度から定住自立圏構想の圏域として倉吉市を中心市としまして圏域住民の生活に関わる様々な協定項目について協議を進めてまいりました。その中で「公共交通のネットワークの確立」につきましても協議を行ってきたところであります。各市町においては、昨今のバス利用者の減少、それに伴う収入の減少等によるバス補助金の増額等、公共交通を維持していくための環境は年々厳しくなっているという共通の課題が浮き彫りとなりました。また、中部地域の公共交通、特に広域バス路線につきましては倉吉市を中心として周辺町へ放射状に路線が設定されており、これまでもバスの運行に関する見直しは、経路区間の廃止、減便等での対応しかできていない状況がありました。また、各市町では、市内・町内を単独運行、乗合タクシー、コミュニティーバスで住民の移動手段を確保してきておりますが、住民ニーズの多様化、利用者の減少により運行に係る見直しを余儀なくされている状況となっております。

そこで、本協議会では平成27年度に「第2期鳥取県中部地域公共交通総合連携計画」を策定し、昨年度から第2期計画の実施に係る連絡調整、位置付けられた事業の実施を協議してきているところです。

また、今年度は法改正により新たに法定計画となった「地域公共交通網形成計画」の策定を検討しています。その理由としては、資料P1のようなメリットが挙げられ、これまでの議論をいかしながら、連携計画の中で推進していた路線見直し等の取り組みを新たな網形成計画に反映させることとして、策定に向かう方針としました。

本日は、「協議会設置要綱の改正」、「平成29年度補正予算」、「地域公共交通網形成計画の策定」についてご協議いただきたいと思っております。また、「路線見直し案等検討業務」についてご報告いたしますので、委員皆様のそれぞれの立場からご意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

4. 報告事項

(1) 鳥取県中部地域公共交通に係る路線見直し案等検討業務報告書について

(事務局説明)

資料P2～P9について説明。

(質疑応答)

(加藤委員)

資料P7の修正点について再度説明をお願いしたい

(事務局)

P7(3)において三朝町の負担金994千円の削減となっているが、正しくは全体で2,785千円の削減となる。

(加藤委員)

この報告書はこれまでの乗降調査の結果を元に作成されたものであるため、効率化を図ることが中心と

なっており、その他にニーズがあると思われる新ルートへの変更等の提案もなされたが、今後どのようにこの見直し案を展開してくかという考えをお聞きしたい。

(事務局)

住民の皆様のご意見を聞きながら、進めていく必要があると考えている。網形成計画策定に係る業務の中で、この報告書の内容を住民アンケート用に噛み砕いたうえで皆様にお示しし、考えていただく。

(加藤委員)

この見直しを進めるにあたっては事業者の協力、調整が必要となるが、こちらについてはどのように考えているか。

(事務局)

平成 28 年度については、事業者にも協議に参加いただいて見直し案を策定している。今後も同様に協議を行い、合意形成を図りながら進めていく。

(知久馬委員)

三朝町の穴鴨地区について、地域で自主的に有償運送事業を行ったが、負担が大きく続かなかったという経緯があるが、今回の見直し案にあるデマンドタクシーはどのような運行形態となるか。

(事務局)

今回の提案はタクシー事業者に運行していただく案となっているため、実施体制等はNPO等が運営主体となる場合に比べ、比較的改善されると思われる。

(知久馬委員)

運行しているバスを見ているとほとんど乗車がないという状況が見受けられる。バスのサイズを小さくすることで費用を削減することはできないか。

(加藤委員)

おおまかにいうと路線バスに係る費用のうち7割が人件費であり、バスのサイズによって大きく経費が削減されるという事はないと思われる。

また、ピーク時に多くの利用があるという事で大きなバスを用意しているため、小型のバスを追加で用意するとなると更に費用が掛かってしまう。そのため、大きなバスにいかに乗ってもらうかという事を検討すべき。

(佐々木委員代理)

本日は詳細なデータを持っていないが、確認させていただく。

5. 協議事項

(1) 鳥取県中部地域公共交通協議会設置要綱の改正について

(事務局説明)

資料P10～P14について説明。

意見なし、承認

(2) 平成 29 年度補正予算について

(事務局説明)

資料P15について説明。

意見なし、承認

(3) 地域公共交通網形成計画の策定連携計画から形成計画への変更について

(事務局説明)

資料P16～P23、別紙1について説明。

(質疑応答)

(加藤委員)

3点意見を述べさせていただく。1点目に、P17に今年度のスケジュール案が示されているが、今年度は第2期連携計画の事業年度中であるため、こちらの事業の実施、進捗の確認を協議会の中で行っていただきたい。また、網形成計画が策定された際には連携計画を残すのではなく、網形成計画に移行するという認識で良いか。

次に、資料P1に連携計画と網形成計画の違いについての記載があるが、第2期連携計画の内容はかなり網形成計画イメージに近い内容となっていると感じる。中部地域は定住自立圏構想をはじめとして様々な計画が策定されているため、網形成計画の策定に際しては上位計画に沿った計画となるよう取り組んでいただきたい。

最後に、2点目と重複する部分もあるが、中部ではすでに連携計画策定をはじめとする取り組みが進められているため、これまでの経験を活かして今年度策定に向かっていけば効果的であると思われる。

(事務局)

第2期連携計画事業の進捗確認等については、昨年度末時点での状況を整理し、次回の協議会で報告させていただき、これまでの取り組みと合わせて網形成計画の策定に活かしていく。

定住自立圏構想との関係について、この構想の目的は、日常生活圏域である1市4町で協力して共通の課題、住みやすい圏域として自立していくために必要な機能について協力して取り組んでいくというもの。公共交通についても構想の中に位置づけている。これらのことからこの協議会と定住自立圏構想は連携すべきものであるため、上位計画を踏まえた網形成計画の策定を行っていく。

(河本委員)

個人の意見と警察としての意見のお知らせという事で発言させていただく。路線バスの運行ルート等について、実情に合った運行形態が早期に実現されるよう協議、調整をお願いしたい。

近い将来の話になるが、短大周辺の道路が数年後に大幅な道路改良がなされ、信号をつけて、駅北の上井北条線に繋がってくるという計画がある。現在倉吉駅発着のバスはJRの跨線橋を通過して駅北のバスセンター等に移動しているが、駅北側の道路が整備されれば路線の変更が考えられるため、関係各位と協議が必要になる可能性がある。

確定事項ではないが、お話しさせていただく。現在倉吉警察署管内では飲酒運転が横行しており、バスターミナルに夜間駐車車両が増えることがその温床となっている可能性がある。これに歯止めをかけるため、バスターミナルにはバスのみ流入とし、一般車両の流入を禁止する規制を掛けるべきではないかと考えているが、温泉旅館等の送迎車があることも事実。駅北が整備されれば、送迎車両は駅北の駐車場を利用していただくことが可能ではないかと考えている。これらの取り組みとともに路線バスのルート変更等を行うことで企業へエコ通勤の依頼をすることも可能となり、飲酒運転が減少するのではないかと期待している。今すぐ実施できるものではないが、道路の整備と合わせて規制を検討したいと考えている

6. その他

(事務局)

新規・交代の委員の皆様へはこの場で委員委嘱状を交付すべきだが、後日郵送させていただくことをご了承ください。

7. 終了